

職員用パソコン更新及び Windows11 化業務委託
仕様書

令和 7 年 5 月

スマートシティ推進課

1. 件名

職員用パソコン更新及び Windows11 化業務委託

2. 目的

令和 7 年 10 月の Windows10 サポート終了に伴い、職員が使用する業務用端末を Windows11 化することを目的とする。

3. 新規導入機器および数量

No.	機器等	想定数量
		スマートシティ推進課
1	ノート型パソコン	500 台
2	ソフトウェア	500 台分
3	保守	5 年
4	機器のセットアップ	一式
支払方法		リース

4. 対象機器

桑名市役所本庁舎及び各出先拠点に設置してある Lenovo ThinkPad E590 760 台を機器更新及び Windows11 アップデート作業の対象とする。

今回新規調達するノート型パソコン 500 台の内、432 台は桑名市役所本庁舎に設置してある Lenovo ThinkPad E590 を更新すること。残り 68 台は予備機として利用することを想定している。

桑名市役所本庁舎及び各出先拠点に設置してある Lenovo ThinkPad E590 328 台は、Windows10 から Windows11 にアップデートし、継続利用することとする。

設置場所毎の数量は「別紙 1_端末設置場所一覧」を参照すること。

なお、更新対象機器の数量は、令和 7 年 4 月 1 日時点の想定のため、多少増減する可能性がある。

5. 作業場所

本市指定の場所に納品し、展開作業を行うこと。

梱包材等は本件受注者が処分すること。

(長島地区市民センター 3 階電算室 を想定)

6. 納入期限

1) 納入期限

- ・新規調達するノート型パソコン 500 台の更新作業 : 令和 7 年 10 月 31 日
- ・既存パソコンの Windows11 へのアップデート作業 : 令和 8 年 2 月 28 日

*機器等詳細仕様書に記載の現場設定全てを終了すること。

2) 納入場所 別紙『別紙 1_端末設置場所一覧』参照

7. 賃貸借期間

令和8年3月1日～令和13年2月28日

8. 契約

構築費用は機器費・構築費・展開費・機器保守費等を含み、「第三者賃貸方式」で契約する。対象物件については、動産総合保険を付保すること。なお、費用については賃借料に含むこと。保証期間は賃貸借期間とすること。上記保険を付する証明として保険会社押印発行の付保証明書を提出するものとする。

賃貸借契約満了後はすべての機器を無償譲渡とすること。

9. 支払方法

賃貸借契約に基づきリース事業者へ支払うものとする。

賃貸料は賃貸借期間の開始月からとし、契約額（月額）を貸付者へ支払う。貸付者は、毎月末終了日以後の適法な請求書をもって賃借料を請求するものとする。

10. 新規調達機器等詳細仕様

1) ノート型パソコン 500 台(基本仕様) 想定機種：NEC PC-V1M47XZGN

仕様	
OS	Microsoft Windows 11 Pro 64 ビット
CPU	インテル® Core™ i5-1345U プロセッサー P-core：最大 4.70GHz 以上 E-core：最大 3.50GHz 以上 第 13 世代以降、または同等以上の AMD 製 CPU であること
メモリ	16GB 以上
SSD	SSD (PCIe NVMe) 256GB 以上、暗号化機能付き
光学ドライブ及び メモ리카ード スロット	装備していないこと、又は機能しないこと (特記事項) ・内蔵しているものを取り外す場合はカバーを装着すること ・機能を停止する場合は、Windows OS の機能で設定すること
ディスプレイ	15.6 型 (解像度 1366x768 ドット以上) カメラ付
キーボード	日本語 テンキー付きフルキーボード
無線 LAN (内蔵)	Wi-Fi6E (2.4Gbps) 対応 (IEEE802.11ax/ac/a/b/g/n)
インタフェース	Type-A USB3.2 以上 2 ポート以上 Type-C USB3.2 以上 1 ポート以上 ディスプレイポート (HDMI ポート 1 ポート以上) LAN ポート (1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T) 1 ポート以上
マウス	光学式 3 ボタンスクロールマウス (USB・有線)：端末台数分 更新するパソコンメーカーの純正品
セキュリティ チップ	TPM (TCG v2.0)

セキュリティ スロット	盗難防止用ロックスロット（既存セキュリティワイヤーが利用できること。利用できない場合は受注者にて下記仕様を満たすセキュリティワイヤーを準備すること）
セキュリティ ワイヤー	（既設セキュリティワイヤーが利用できない場合のみ調達） ワイヤー本数：必要台数分 ワイヤー長：1.5m 程度 形状：シリンダータイプ（マスターキー仕様）
バッテリー	リチウムイオンバッテリーを内蔵すること 動画再生時 約 4.5 時間／アイドル時 約 8.4 時間（JEITA3.0 準拠）
重量（バッテリー含む）	約 2.2kg 以下
再セットアップ用 媒体	Windows 11 Pro 64 ビット DVD：1 枚
保守	ハードウェア故障時は、オンサイトまたはセンドバック修理を行うこと 動産総合保険を付保すること ＊マウスも含む
環境配慮	EU の環境規定「RoHS 指令」に対応していること。 「J-Moss グリーンマーク」に適合していること。 「グリーン購入法」の基準を満たしていること。 PC グリーンラベルの審査基準（Ver. 14）に対応していること。 最新の国際エネルギースタープログラムの基準に適合していること。 省エネ法（目標年度 2022 年度）を達成した製品であること。

2) 新規調達ソフトウェア

MS-Office	<SiCSP> Office LTSC Standard 2024

- 3) 職員用パソコンについては上記基本仕様を満たし、かつ納入時点において調達しうる最新のものとする。なお中古品は不可とする。
- 4) OS および各種ソフトウェアプログラムは納入時点の最新の状態にすること。ただし、市がバージョンを指定した場合はこの限りではない。
- 5) 納入するパソコンは全て同一製造会社の同一型番であること。
- 6) 納入時期・場所等の調整は本市担当者と協議すること。
- 7) 作成した各パソコンのマスターイメージを復旧用媒体として作成し、各マスターイメージ毎に最大 2 種類（新規調達機器用及び Lenovo ThinkPad E590 用）を作成して納品すること。
- 8) 復旧用媒体を使用した復旧手順書を作成し提供すること。また、本市、運用支援業者に復旧手順の承認を得ること。

- 9) 納入する機器の全てについて、必然的に必要となる物品については、仕様書記載の有無にかかわらず、すべて納入すること。
- 10) 新規調達機器の展開期間中における機器故障については、初期不良品として受注者の責任において、速やかに交換等の処置をとること。機器交換の際には展開作業に影響がないよう配慮すること。

1 1. 既存機器の詳細仕様

1) 既存機器 Lenovo ThinkPad E590 の詳細仕様

仕様	
OS	Microsoft Windows 10 Pro 64bit
CPU	インテル® Core™ i5-8265U プロセッサー
メモリ	4GB(4GBx1)
SSD	256GB ソリッドステートドライブ (M.2 PCIe NVMe)
光学ドライブ	なし
ディスプレイ	LED バックライト付 15.6 型 HD TN 液晶 (1366x768 ドット、1,677 万色以上、16:9) カメラ付
キーボード	キーボード (数値キーパッド付) 日本語
無線 LAN (内蔵)	インテル® Wireless-AC 9260 a/b/g/n/ac
MS-Office	MVL-D Office Standard 2019 JPN MVL

1 2. 作業概要

- 今回新規調達するノート型パソコン 500 台について、マスタイメージを作成しクローニングによる新規セットアップを実施すること。432 台は桑名市役所本庁舎に設置してある Lenovo ThinkPad E590 を更新すること。残り 68 台は予備機として利用することを想定している。端末の設定内容については、「13. 機器のセットアップ内容等」を参照すること。
- 桑名市役所本庁舎及び各出先拠点に設置してある既存端末 (Lenovo ThinkPad E590) 328 台を対象とし、Windows10 から Windows11 へのアップデート作業を実施すること。アップデートにあたっての手法は問わないが、各種ドライバやフリーソフト及び個別ソフトウェアの動作に影響を与える可能性があるため、動作確認及び事前検証を受注者責任で行うこと。また、展開にあたり WSUS 等の利用も可能とするが、更新作業後に問題が発生した場合は現地で再インストールする等のリカバリ策を策定し、対応について本市と協議して実施すること。
作業にあたり、1) で回収した旧機器を利用することを可能とする。また、アップデート作業と合わせて 4GB メモリ 1 枚を各端末に増設する作業を実施すること。増設するためのメモリは、1) で回収した旧機器のメモリを利用すること。端末の設定内容については、「13. 機器のセットアップ内容等」を参照すること。
- 以下に指定するソフトウェアをインストールすること
 - ・【ソフトウェア(基本仕様)】記載のソフトウェアを全端末にインストール

すること。

また、本市が指定する端末に対し、必要なソフトウェアを個別にインストールすること。

- ・個別にインストールするソフトウェアの種類及び想定数量については「別紙 2_インストールアプリケーション一覧」を参照すること。
- ・フリーソフトを除くライセンスは全て本市が保有しているライセンスを使用すること。

【ソフトウェア(基本仕様)】

OS	Microsoft Windows 11 Pro 64 ビット
WWW ブラウザ	Microsoft Edge Chromium 版
ウイルス対策ソフト	Trend Micro Apex One セキュリティエージェント または ウイルスバスタークラウド
グループウェアランチャーソフト	桑名市が指定するランチャーソフト
資産管理ソフト	SKYSEA Client View
MS-Office	Office Standard 2019、Office 2024 LTSC
プリンタドライバ	コニカミノルタ bizhub C450i、C250i 等
仮想ブラウザ	Soliton SecureBrowser II
フリーソフト	Adobe Acrobat Reader、7-zip、一太郎ビューア、pdf_as、Win スク ※上記以外に必要となるソフトウェアが発生した場合でも 桑名市が指示するソフトウェアをインストールすること。 ※最新版をインストールすること。
その他	自治体テレワークシステム

- 4) マスターイメージを利用した複製展開を行う場合、発注者の用意する同一機種予備機を展開用端末として使用可能とする。業務影響が発生しないように入替作業を実施すること。
- 5) クローニングソフトについては、継続的に費用が発生するサブスクリプション型は不可とし、永続的なイメージ展開が可能な手法で提供すること。
- 6) 既存端末のデータバックアップ及び復元作業は発注者側が行うものとする。
- 7) 装置の操作や説明作業、導入後の運用支援及び保守は含まない。
- 8) 出先拠点や各課への通知や連絡、調整等は発注者が行うものとする。
- 9) 端末の入替作業を行う場合、本庁舎で利用する端末は、長島地区市民センターでセットアップ後、本庁舎の会議室（設置場所は別途案内）へ運搬すること。出先拠点の端末入替は受注者が行うこと。
- 10) 新規調達パソコン、既存パソコン（Windows11 版）ともに、復旧用媒体と復旧手順書を作成し納品すること。（2 部）
マスタイメージを利用した復旧媒体の作成も可とするが、仕様や設定環境、インストールソフトが異なる場合は、本市と協議の上それぞれのパターン

ごとに作成すること。

復旧手順書にあたっては、本市、運用支援者の承認を得ること。

1 3. 機器のセットアップ内容等

1) 端末関係（設定）

以下の作業について今回導入のパソコン端末台数分に設定すること。

- ・マスターイメージ作成について、検証用パソコンを先行して本市へ納品を行い、設定内容の協議、検証作業を行うこと。
- ・OS の設定及びソフトウェアについて、検証用パソコンを用いて本市と協議の上インストール及び 設定をすること。
- ・本市が指定する管理者権限のユーザー(ローカルユーザー)を作成すること。
- ・SSD のドライブ構成は別途桑名市と調整すること。
- ・端末に VSS を設定し、ファイルが復元できるように設定すること。
- ・UEFI で構築すること。
- ・本市のイントラネットに接続するため、桑名市が指定する Windows やネットワークの設定、証明書のインストールをおこなうこと。
- ・「ソフトウェア(基本仕様)」に記載されているアプリケーションソフトのインストール及び設定等作業を行うこと。(設定情報は別途本市と調整すること。)
- ・パソコンは本市のドメインに参加するため、必要な設定及び接続検証を行うこと。
- ・BIOS パスワード、SSD パスワードを設定し、紛失・盗難対策設定を行うこと。
- ・職員用パソコンについては、ハードウェアの機能により SSD に暗号化をかけられるかハードウェア暗号化がない場合は BitLocker で暗号化すること。また、ロック解除していない SSD を他のパソコンに接続しても読み出せないこととし、シングルサインオンや TPM 連携、自動ロック解除、回復キーの運用管理など運用負荷が高くないよう設定し、手順書を作成すること。
- ・初期インストールされている不要なアプリケーションは削除すること。(別途本市と調整すること。)
- ・各ソフトウェアはライセンスの権利に抵触しないよう留意すること。
- ・資産管理ソフト及びウイルス対策ソフトは、本市のネットワークに接続してインストールすること。
- ・インストールしたソフトウェアで自動更新されるものは可能な限り停止すること。
- ・プリンタードライバインストール作業を行うこと。また、出力枚数を所属別に管理しているため、プリンターに設定された所属等の情報を各端末に設定すること。なお、各端末には、原則プリンター2 台(正・副)(必要に応じて2 台以上)の情報を設定すること。
- ・設定に関する設計書・パラメータシートを作成し、市へ納品すること。
- ・本市が利用する統合内部システムの動作確認は既設保守業者が実施するため、

更新スケジュールや設定値を事前に共有し、受注者が調整して合意をとること。また、更新作業によって統合内部システムの動作に影響が無いよう留意すること。万が一影響が発生した場合、誠意をもって原因調査に協力すること。本作業が原因であることが判明した場合、環境を復元し、設定値の再検討を行うこと。Microsoft 等の仕様上、対処の方法が無い場合を除き統合内部システム側での運用回避は認めない。

- ・ 端末本体、電源アダプタ、電源ケーブルに管理番号を記載したラベルシールおよびリリースシールを作成し、貼付すること。（管理番号および貼付する場所は別途本市より指示する。）
- ・ 設定に関する設計書・パラメータシートを作成し、市へ納品すること。
- ・ 端末へのインストール数量に制限がある有償ソフトウェアについて、更新後のパソコンでのアクティベーション作業を実施すること。更新前パソコンでのアンインストール及び認証解除作業は市職員が実施する想定だが、詳細な手順については市と協議のうえ決定すること。
- ・ 既存端末の Windows11 アップデート対象端末についても、既存環境を踏襲した設定を行い、旧バージョンと差異が生じた場合は、本市と協議の上設定を行うこと。
- ・ 既存端末の Windows11 アップデート対象端末のアップデート手法において新規インストールと同等の手法である場合は、新規導入と同じ設定を行うこと。

2) AcitveDirectory (AD) サーバ作業

- ・ 既存 ActiveDirectory サーバで、本調達パソコンがグループポリシーで管理できるよう AD サーバに設定追加を行うこと。
- ・ 既設パソコンは Active Directory のグループポリシーにて設定の制御・管理がされているため、今回更新するパソコンについても既設パソコンと同等の制御・管理が行えるように調整すること。（必要に応じて既設サーバー構築業者と調整すること。その際、費用が発生する場合は受注者の負担とする。）
- ・ 本市ファイルサーバは、Active Directory でユーザー毎に所属課フォルダへのアクセス制御を行っている。新規端末用に Active Directory ユーザーを作成し、入替対象の旧端末と同様のファイルサーバへのアクセス制御の設定を行うこと。なお、ファイルサーバのアクセス権設定情報については、受注者にて調査し、設計及び設定を行うこと。
- ・ 更新するパソコンについて市からグループポリシーによる新たな設定の相談、希望があった場合は、可能な限り対応すること。

3) 作業場所等

- ・ キットイング場所は「長島地区市民センター3階電算室」を利用可能とする。
- ・ ドメイン参加及び検証等、市役所内でなければ不可能な作業以外は外部で設定実施後に搬入することも可能とする。
- ・ 作業場所では、イントラネット接続口及び電源コンセント、会議机、イスの

使用が可能。その他各種設定作業に必要な物は、受注者の負担で準備すること。

- ・本庁舎に納品する端末は、キッティング場所でセットアップ後、本庁舎の指定の場所へ運搬すること。入替作業は本市が実施する。
- ・各出先拠点に納品する端末は、キッティング場所でセットアップ後、各出先で旧機器との入替作業を実施すること。
- ・新規パソコン等の梱包材は受注者にて処分すること。
- ・新規パソコンの保証書及び取扱説明書等の添付品は受注者にて取りまとめ、必要数分本市へ納品すること。

1 4. プロジェクト管理

本システムの構築にあたって、導入計画を策定し、その計画に基づきドキュメントを作成すること。

1) 更新計画

- ・更新計画の作成

受注者は「更新計画」を策定し、市の承認を受けなければならない。

項目	記載内容	提出期限
更新計画	本業務に関する全体的な作業の計画	契約締結後14日以内

2) 納品物

本業務の成果品については、次に掲げるものを指定する部数ずつ納入期限までに納めること。なお、成果品の著作権等の帰属は契約による。

- ・各種ドキュメント(電子媒体)一式

ドキュメントの内容	ドキュメントの種類	提出期限
プロジェクト全体	更新計画	10. プロジェクト管理を参照および市の指示する日
	打合せ議事録	
端末関係	OSパラメータシート	納入時及び市の指示する日 市の指示する日
	アプリケーションパラメータシート	
	グループポリシーパラメーターシート	
	マスターイメージ更新手順書	
	再セットアップ手順書	
	端末復旧手順書	
その他市が指示するドキュメント		

1 5. 保守

1) 保守内容

- ・新規に導入する機器の保守期間は、令和7年11月1日～令和12年10月31

日（５年間）とし、引き取り修理又はオンサイト修理とする。

- ・パソコンのハードウェア障害に対する保守の問い合わせ窓口を設置し、平日 8 時 30 分～17 時 15 分までは本市からの電話での問い合わせを受けるようにすること。
- ・障害発生時に保守対応時間外であっても、保守対応拠点と迅速・確実な連絡が行える体制を整備すること。
- ・保守品質を維持するため、導入機器のメーカー(系列会社含む)による保守を行うこと。販売店等による自営保守は認めないものとする。
- ・引取り修理保守の際、パソコン内の記憶機器は本市で抜き取ったうえで庁外への持ち出しを許可するものとする。
- ・記憶機器の故障の場合、本市でデータ消去を行ったうえで庁外への持ち出しを許可するものとするが、データ消去が行えない場合、当該機器を買い取るものとする。
- ・継続利用する既設の Lenovo ThinkPad E590 は保守の対象外とする。

16. その他

1) 機密保護等

- ・受注者は、個人情報保護に関する法律、関連法令、各種ガイドライン、指針等及び桑名市契約事務規則、桑名市個人情報保護条例及び、桑名市情報セキュリティポリシーの規定を遵守すること。
- ・各種情報は各条例等に基づき、適正に管理し、取り扱うこと。
- ・受注者は、本市から秘密と指定された事項及びこの契約に関して知り得た本市の秘密を第三者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、当該秘密が次に掲げる情報に該当する場合は、この限りでない。①業務契約に違反することなく、開示の時点で既に公知となった情報②秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報③相手方からの情報によらず、独自に開発された情報
- ・受注者は、自己の業務従事者その他関係人についての義務を遵守させるために必要な措置を講ずるものとし、当該秘密情報を第三者に開示する場合は、事前に本市の承諾を場合は、速やかに再提出すること。

2) 特記事項

- ・本仕様書に記載されていない事項は、都度協議を行い、発注者の決定により対応すること。
- ・本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、都度協議を行い、発注者の決定により対応すること。
- ・本市において必要と認めたときは、作業を変更または中止することができるものとし、この場合、発注者及び受注者の協議により、変更のために必要な期間を別途定めるものとする。
- ・受注者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ本市の承諾を得たときは、この限りでない。なお、

本市の承諾を得る場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて本市に申請しなければならない。